

## 令和5年度事業計画

令和4年2月24日に始まったロシアによるウクライナ軍事侵攻は、当初の予想を覆して長期化しております。日本・欧米各国によるロシアに対する経済的制裁に加え、ウィズコロナとして急速な経済活動再開により、原油・穀物などの価格上昇や供給網の混乱がインフレ加速要因となり、世界経済へ悪影響を及ぼしております。

国内においても、ガソリン・電気・都市ガスのエネルギー高騰が顕著となっており、国民生活を圧迫しております。LPガスは、比較的安定した価格となっておりますが、不透明な先行きであることを踏まえ、輸入価格やガス機器の原材料費高騰などについて今後も注視が必要です。

また、甚大な被害が発生した関東大震災から、令和5年9月1日で100年の節目を迎えます。近年の自然災害は甚大化しており、令和4年3月には福島県沖を震源とする地震が発生、東北新幹線は脱線により復旧まで1か月弱を要し、都内でも複数カ所での停電が発生いたしました。8月には複数の線状降水帯が発生したことによる大雨により、東北・北陸地方で橋の崩落、河川の氾濫、土砂災害が発生しました。令和3年に施行規則が改正され、洪水浸水想定区域で1m以上浸水が想定されている消費先への容器流出防止対策が必要となっております。令和5年度東京都予算として容器流出防止対策に関する予算が計上されております。会員事業者の容器流出防止対策推進の一助となるよう尽力して参ります。同時に災害に強い分散型エネルギーであることの訴求をおこない、災害時における「最後の砦」の役割を遺憾なく発揮できるよう引き続きLPガス常設常用を訴えて参ります。

「液化石油ガス高度化計画2030」は、策定されて3年目となります。「2030年時点において液化石油ガス事故全体で、年間の死亡事故0～1件未満。人身事故25件未満を達成する。」安全高度化指標に向け、「LPガス安心サポート推進運動」の実施と経済産業省、東京都及び全国LPガス協会と連携し、更なる保安の確保を進めて参ります。また、教育事務所事業における講習会オンライン化は、令和5年度より義務講習にも対象範囲が拡大されます。受講対象者のニーズを正しく把握し、オンライン受講が困難な場合の集合教育の実施をおこない、正しく受講ができるよう努めて参ります。

組織体制におきましては、令和5年度より一部の支部から順次統合・分割され、新体制に移行されます。今後も各支部の実情を把握しながら、安定的な支部活動がおこなえるよう支部再編成を推進して参ります。事務局運営面としては教育事務所事業の収入減に対する新たな収入対策が必要となります。協会独自の試験対策講習の範囲を拡大、会員事業者向けの販売促進ツールの販売等にて減収分の補填に努めて参ります。

令和5年度の事業計画は、上記の事柄を踏まえお客様にLPガスを安全・安心に提供できるよう以下の諸事業を推進して参ります。

## 1. 保安対策事業

- ① 保安講習会の実施  
液石法第18条に基づき販売事業者等の従業員を対象とした保安講習会を開催し、会員各位の保安意識の更なる向上に努める。
- ② 「LPガス安心サポート推進運動」の実施  
全国LPガス協会が主体となり、令和3年度から「LPガス安心サポート推進運動」として5年間実施する当運動は、当協会独自の重点事項を推進し、事故の未然防止に努める。具体的な保安推進運動の内容は別紙1のとおり。
- ③ 「自主保安活動チェックシート」の実施  
LPガス安全安心応援推進運動の一環として、販売事業者が自主保安活動チェックシートにより保安活動を検証し、事故ゼロを目標に保安意識の向上と保安の確保に努める。
- ④ 製造事業所、容器検査所等の保安対策  
LPガス製造施設において保安管理体制を徹底するとともに自主点検を行ない、安全確保と事故防止を図る。
- ⑤ LPガス放置容器の回収処理  
都内で発生している放置容器の回収処理を迅速に行い、事故防止を図る。
- ⑥ 容器流出防止対策の推進  
地震、水害等の自然災害による二次災害防止に向けて、容器転倒防止鎖又はベルト二重掛け、張力式ガス放出防止型高圧ホース等の安全機器の設置を推進する。

## 2. 需要促進事業

災害時におけるLPガスの有用性、避難所及び一時滞在施設等へLPガス仕様GHPや非常用発電機普及は必要不可欠であることを強く訴え、GHP等導入に努める。同時にLPガス常設常用についても必要性を提言し、LPガスの拡販に努める。

また、「需要開発推進運動」に本年度も参加し、「より多くのお客様にLPガスをお届けする」この目標を実現するため、「進化するLPガス」、「究極のライフラインLPガス」、「人を育むLPガス」の3本の矢を推進し、需要拡大を図る。

## 3. 高圧ガス保安協会関連事業

- ① 東京都液化石油ガス教育事務所事業  
高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス教育事務所として資格者養成と技術向上を図るため、各種資格取得講習及び検定試験並びに資格更新のための講習会を別紙2の「令和5年度講習会予定表」のとおり実施する。  
昨年度から始まったオンライン講習を含めた「令和5年度講習会予定表」は別紙2のとおり。
- ② 東京都液化石油ガス試験事務所事業  
高圧ガス保安協会より委託を受け高圧ガス試験（液化石油ガス

関係)を、高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス試験事務所として実施する。

4. 販売事業者指導支援事業

お客様相談所を協会内に開設し、L Pガス消費者から寄せられるL Pガスについてのさまざまな疑問、要望、意見等に適切に対応する。

また、L Pガス販売事業者の取引の適正化、料金の透明化に寄与し、消費者のL Pガスに対するイメージ向上に繋がるよう努める。

5. 取引適正化推進事業

各県協会と連携し特商法違反やL Pガス切替勧誘に関するトラブルの事例を関係行政に発信し、L Pガス取引適正化を推進する。

お客様に対する注意喚起チラシの活用を引き続き支部を通じて、会員に周知する。

液石法省令等の一部改正について会報誌並びに保安講習会などを通じ周知に努める。

6. 競合エネルギー対策の推進事業

競合エネルギーの動向に注視し、各県協会とも連携し会員事業者に適切な情報提供が出来るよう努める。また、カーボンニュートラル等を見据えた検討推進、情報提供に努める。

7. 広報活動事業

広報誌「エルピー東京」を年4回発行し、業界動向、当協会の活動状況等の情報を積極的に提供し、会員の事業活動に貢献できるようにする。

協会ホームページの内容充実を図り、会員とL Pガス消費者双方への情報発信に努める。

8. 高圧ガス防災訓練への協力参加

東京都高圧ガス地域防災協議会のL Pガス部門を担当し、行政及び関係機関との連携強化を目的に、令和5年度東京都高圧ガス防災訓練に参加する。

9. 高圧ガス保安活動促進週間への協力参加

法令遵守及び保安意識の高揚を図るため、自主保安活動促進週間の活動に参加する。

10. 災害発生時等の情報連絡手段の確保

東京都が都庁各局及び関連団体に配備した業務用M C A無線機にて月1回の定期通信訓練を行い、当協会と東京都の災害発生時等の情報連絡を確保する。

11. 石油ガス地域防災対応体制整備事業  
経済産業省の補助事業として実施している石油備蓄法の災害時供給連携計画に基づき、防災訓練等を通じ会員相互の連携体制を強化し、災害時の保安及び安定供給確保に努める。
12. 保安功労者、優良事業所等表彰の推薦  
永年に亘りLPガスの保安業務に精励され、業界及び当協会に貢献された個人及び事業所に対し、保安功労者、優良事業所等として、各保安大会等に推薦する。
13. 行政庁及び関係団体への協力  
行政機関及び関係団体と相互に連携して、関係業務の円滑な運営を図る。
14. 協会組織の検討  
再編成をおこなった新支部について安定的な支部活動を実施していくための一助となるように努める。現在協議中の支部については、引き続き支部再編成に取り組む。  
また、教育事務所事業オンライン化に伴う収入減少対策としての新たな収入源の創出、協会の財政改革、組織体制の整備及び事務合理化の推進を図る。引き続き、中長期的な事業体制を見据え、人材育成等を進める。
15. 登録、認定、届出等の指導業務  
会員及び入会希望者の登録、認定、届出及び免状交付手続き等の指導業務を行う。
16. 賠償責任保険その他関連業務  
全国LPガス保安共済事業団東京都支部として、液化石油ガス法に基づくLPガス販売事業者賠償責任保険及びLPガス受託認定保安機関賠償責任保険等の募集・付保証明発行業務を行う。また、個人情報漏えい賠償特約、総合賠償特約、労働災害総合補償特約及び自然災害に対する供給設備の保険に関する募集業務、LPガスライフ支援制度の募集業務を行う。
17. 区市町村との災害協定締結事業  
東京都の災害協定の未締結区市町村との協定締結を目指し、全会員が一致団結した活動に努める。